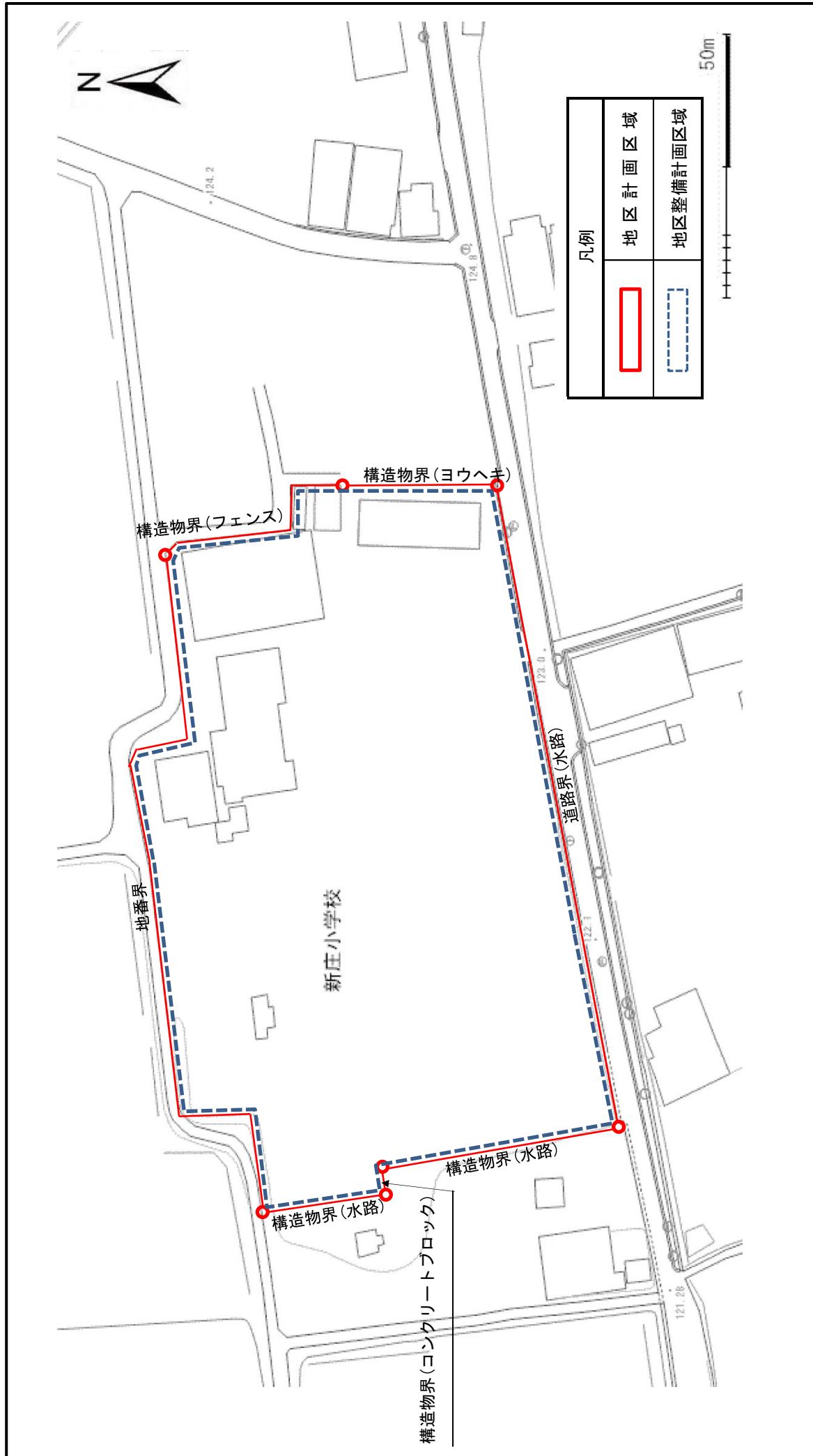


旧新庄小学校地区地区計画

名称		旧新庄小学校地区地区計画	平成28年7月26日決定
位置		南丹市八木町船枝才ノ上48番地	
面積		約0.9ha	
区域の整備開発の方針	地区計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区は南丹市中心部から東約4.8kmの市街化調整区域内に位置し、桂川沿いに形成された歴史ある集落地（旧新庄村）内に立地する小学校跡地である。この度、小学校の廃校に伴い、地域と行政が協働して小学校施設の利活用を進めている地区である。 ・本計画は、地域の集会・福祉・交流拠点として小学校施設の再利用を図ることにより、現在の歴史ある集落地域の住環境を守り育てるとともに、新たなコミュニティづくりの核となることを目標とする。 	
	その当該地域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>「土地利用の方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> 当地区は、小学校施設の再利用を前提として、地域の集会・福祉・交流の拠点となるよう公益性の高い土地利用を基本とする。 周辺の歴史的な集落地と調和し、新たなコミュニティの形成を図るために、施設の利活用にあわせた土地利用を図る。 <p>「建築物等の整備の方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> 小学校施設の利活用を図るために「建築物の用途の制限」を定める。 施設の利活用を目的として新築、増築、改築等を可能とするため、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建ぺい率の最高限度」及び「建築物の高さの最高限度」を定める。 	
地区整備計画に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。）、図書館その他これらに類するもの 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（以下、「政令」という。）第130条の5の3に規定するものでその用途に供する部分（他の用途と共に用する部分を除く。）の床面積の合計が500平方メートル以内のもの。ただし、次号に規定する用途に供するものを除く。 食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が5キロワット以下のものに限る。） 美術品、工芸品、日用品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が5キロワット以下のものに限る。） 公益上必要な建築物で政令第130条の4で定めるもの 事務所 体育館又はスポーツの練習場（ボーリング場、スケート場、スキーアリーナ、ゴルフ練習場又はバッティング練習場を除く。） 前各号の建築物に附属するもの 	
	建築物の容積率の最高限度	200%	
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%	
	建築物の高さの最高限度	建物の高さの最高限度は20mとする。ただし、塔屋等は除く。	

「区域は計画図表示のとおり」

計画図 S=1/1,000



総括図 S=1/5,000

